

8 尼崎市の環境をまもる条例施行規則

公布 平成13年1月30日 尼崎市規則第5号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市の環境をまもる条例(平成12年尼崎市条例第51号。以下「条例」という。)第28条、第30条、第33条、第35条第2項、第51条第1項、第52条、第54条第1項、第55条、第57条、第60条、第64条、第68条第1項、第74条第1項、第80条、第86条第1項及び第90条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(炭化水素系物質の拡散防止)

第2条 条例第28条の規則で定める炭化水素系物質は、灯油とする。

2 条例第28条の規則で定める容量は、1の工場又は事業場につき50キロリットルとする。

3 条例第28条の規則で定める設備は、炭化水素系物質の貯蔵施設の通気管とタンクローリーとを接続する蒸気回収ホース、通気管切替弁及びこれらの付属品から構成される設備又はこれと同等以上に炭化水素系物質の拡散を防止する効果を有すると市長が認める設備とする。

(燃焼行為の制限)

第3条 条例第30条の規則で定める物質は、硫黄、ピッチ、皮革及び廃油とする。

(建築物用地下水の採取の届出)

第4条 条例第33条の規定による届出のうち、建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号)第2条第2項に規定する揚水設備を用いて建築物用地下水を採取しようとする者の届出は、建築物用地下水採取届出書に次の各号に掲げる図書を添えて、採取しようとする日の10日前までに市長に提出して行わなければならない。

- (1) 揚水設備の構造図
- (2) 揚水設備の設置の場所を示す図面
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

(報告を要する事故の程度)

第5条 条例第35条第2項の規則で定める程度は、当該事故が発生したことにより排出し、発生させ、又は飛散させたばい煙等の量等が環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準(平成8年兵庫県告示第542号)に定める排出基準に適合しない程度とする。

(自動車の交通総量の抑制に関する施策の推進)

第6条 市長は、条例第37条第2項に規定する自動車の交通総量の抑制のために必要な施策を講ずるときは、関係機関に対し、協力を求めるものとする。

(市道管理指針の設定)

第7条 条例第41条に規定する市道の管理指針は、道路法(昭和27年法律第180号)による管理の指針とする。

(環境保全道路の指定等)

第8条 条例第42条第1項に規定する環境保全道路は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域内の道路のうちから指定するものとする。

2 市長は、前項の対象とする地域を追加しようとするときは、関係機関と協議しなければならない。

第9条 条例第42条第5項に規定する施設は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第49条第1項の規定に基づき設置するパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備を除く施設とする。

[平19規則63・一部改正]

(特定建築物)

第10条 条例第51条第1項の自動車騒音の著しい道路の周辺地域において、譲渡又は賃貸を目的とする主として住居の用に供される建築物で規則で定めるものは、市長が告示する地域(以下「自動車騒音防止地域」という。)内の長屋又は共同住宅(応急仮設建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項各号に掲げる応急仮設建築物をいう。次項において同じ。)を除く。以下「特定建築物」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、1の長屋又は共同住宅(応急仮設建築物を除く。)が自動車騒音防止地域と当該地域に隣接する地域に及びる場合においては、自動車騒音防止地域に隣接する地域内の部分も特定建築物の部分とみなす。

(自動車騒音防止設備基準)

第11条 条例第51条第1項の規則で定める自動車騒音防止設備基準は、別表第1のとおりとする。ただし、市長は、前条第2項の規定により特定建築物の部分とみなされた部分のうち市長が別に定める特定建築物の部分及び特定建築物の周辺地域の状況等から判断して当該特定建築物が受ける外部騒音レベルが著しく低くなると認める特定建築物については、当該特定建築物の部分又は当該特定建築物に係る自動車騒音防止設備基準を緩和することができる。

2 前項本文に定めるもののほか、自動車騒音防止設備基準は、次のとおりとする。

- (1) 特定建築物の主要な居室内は、適切な吸音措置及び遮音を考慮した換気上有効な措置を講ずること。
- (2) 特定建築物の窓の取付部及び天井と外壁との接合部等は、すきまが生じない構造とすること。
- (3) 木造の特定建築物の居室の床は、下地材に厚手の合板等を使用し、すきまが生じない構造とすること。

(特定建築物の新築の届出)

第12条 条例第52条の規定による届出は、特定建築物建築届出書に次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出して行わなければならない。

- (1) 自動車騒音防止設備計画書
- (2) 付近見取図
- (3) 建築予定地周辺の現況図
- (4) 特定建築物の敷地内配置図
- (5) 特定建築物の各階の平面図

- (6) 特定建築物の各面の立面図
- (7) 特定建築物の断面詳細図
- (8) その他市長が必要と認める図書

2 前項に規定する特定建築物建築届出書の提出は、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請書を提出しようとする日若しくは同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとする日又は都市計画法第32条に規定する同意を得、若しくは協議をしようとする日の30日前までに行わなければならない。

(特定建築物の工事完了の届出)

第13条 条例第52条の規定による特定建築物の新築の届出をした建築主は、当該届出に係る特定建築物の工事が完了したときは、当該工事が完了した日から4日以内にその旨を文書により市長に届け出なければならない。

(事前協議を要する建築物の床面積の合計)

第14条 条例第54条第1項第1号に規定する建築物の床面積の合計の算定は、機能が一体となっている建築物にあっては、これを1の建築物として算定する。

(事前協議を要する拡張)

第15条 条例第54条第1項第2号力の規則で定める拡張は、同号ウ及びエに掲げる施設にあっては床面積の合計又は敷地面積が150平方メートル以上の拡張とし、その他の施設にあっては床面積の合計が50平方メートル以上の拡張又は敷地面積が150平方メートル以上の拡張とする。

(事前協議の届出)

第16条 条例第54条第1項の規定による届出は、事前協議届出書に次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出して行わなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 事業予定地周辺の現況図及び現況を示す写真
- (3) 建築物その他の施設の敷地内配置図
- (4) 機械類の一覧表及び配置図(条例第54条第1項第2号に規定する事業に限る。)
- (5) 事業概要書(条例第54条第1項第1号ウに規定する共同住宅を建設する事業を除く。)
- (6) 環境保全計画書
- (7) その他市長が必要と認める図書

2 前項に規定する事前協議届出書の提出は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該号に定める日のおおむね30日前までに行わなければならない。

- (1) 建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の提出若しくは同法第18条第2項に規定する計画の通知を必要とする事業又は都市計画法第29条に規定する許可を必要とする事業 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請書を提出しようとする日若しくは同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとする日又は都市計画法第32条に規定する同意を得、若しくは協議をしようとする日
- (2) その他の事業 事業を行おうとする日

(変更届)

第17条 条例第54条第1項の届出に係る事項で規則で定めるものは、前条第1項に規定する届出について次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名又は住所(法人にあっては、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)
- (2) 床面積又は敷地面積(条例第54条第1項第2号力に規定する拡張に係るものを除く。)
- (3) 建築物その他の施設の構造(軽微なものを除く。)
- (4) 建築物その他の施設の敷地内配置(軽微なものを除く。)
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 条例第54条第1項に規定する変更に係る届出は、事前協議変更届出書に、当該変更事項を証する図書を添えて、市長に提出して行わなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の届出書の提出の場合(第1項第1号に掲げる事項の変更に係る場合を除く。)について準用する。

(事前協議を要する事業に係る工事完了の届出)

第18条 条例第54条第1項に規定する事前協議の届出をした者は、当該届出に係る事業として行う工事(同項第2号に掲げる事業にあっては、当該届出に係る事業を行うために必要な施設の建築その他の工事)が完了したときは、当該工事が完了した日から4日以内にその旨を文書により市長に届け出なければならない。

(条例第54条第2項第5号の規則で定めるもの)

第18条の2 条例第54条第2項第5号の規則で定めるものは、公共事業の施行により建築物の除却を余儀なくされた者がその除却される建築物に代わる建築物を建築する事業その他市長が生活環境を害するおそれがないと認める事業をいう。

[平19規則19・追加]

(位置制限)

第19条 条例第55条の学校、児童福祉施設、老人福祉施設、病院その他これらに類する施設のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校並びに同条に規定する幼稚園、小学校及び中学校に準ずる学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、同法第43条に規定する知的障害児通園施設及び同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設
- (3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設
- (4) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院
- (5) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の6に規定する知的障害者更生施設

(表示板の掲出等)

第20条 条例第57条の規定による表示板の掲出は、条例第54条第1項に規定する届出をした日から次の各号に掲げる事項を記載した表

示板を設置して行わなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名。次号において同じ。）
- (2) 設計者の氏名及び住所
- (3) 事業の種類及び内容
- (4) 予定建築物の規模
- (5) 工事着手予定日
- (6) 表示板を掲出した日
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 条例第57条の規定により表示板を掲出した者は、当該表示板を掲出したことを証する遠景及び近景の写真各1通を市長に提出しなければならない。

3 市長は、事業予定地周辺の状況等から判断して表示板を2箇所以上の場所に掲出させることができる。

4 第2項に規定する者は、第18条に規定する工事が完了するまで当該表示板を掲出しておかななければならない。

（承継の届出）

第21条 条例第58条第3項の規定による届出は、承継届出書を市長に提出して行わなければならない。

（空地）

第22条 条例第60条に規定する現に人が使用していない土地とは、宅地化された状態の土地で、家屋又は工場等の敷地、社寺の境内地及び植樹地として使用されていないものをいう。

2 条例第60条の規則で定めるものは、野積場、露天駐車場、鉄道敷、河川敷、堤防敷、露天作業場、用水路敷、鉄塔敷、池沼の堤とう及び道路の路肩とする。

（利用計画等の報告）

第23条 条例第64条の規則で定める面積は、500平方メートルとする。

（土砂等の運搬の届出）

第24条 条例第68条第1項の規定による届出は、次のいずれかに該当する場合に、土砂等運搬届出書を当該届出に係る土砂、廃材、資材、汚泥等（以下「土砂等」という。）の運搬を開始しようとする日の20日前までに市長に提出して行わなければならない。

- (1) 運搬する土砂等の量が1,000立方メートル以上の場合
- (2) 反復回数が1日30回以上の場合

（工場緑化）

第25条 条例第74条第1項の規則で定める面積は、10,000平方メートルとする。

2 条例第74条第1項の規定による緑化は、当該工場又は事業場の敷地面積の10パーセントに相当する面積以上の土地について、別表第2に定める基準により図らなければならない。ただし、同表の1の項の(4)に掲げる基準により緑化を図る場合において、地被植物により表面が被われた土地（除草等の手入れがなされているものに限る。）については、その面積の50パーセントに相当する面積を、当該基準により緑化が図られた土地の面積とみなす。

（標識移転の許可申請）

第26条 条例第78条第3項ただし書の規定により保護樹木等の標識の移転の許可を受けようとする者は、保護樹木等標識移転許可申請書を市長に提出しなければならない。

（行為の制限）

第27条 条例第80条の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 通常の維持管理のため必要なとき。
- (2) 災害防止のため必要なとき。
- (3) 隣地への障害が生じているとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

（温室効果ガス）

第28条 条例第86条第1項の規則で定める物質は、メタン、一酸化二窒素、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン、同令第2条各号に掲げるパーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄とする。

（身分を示す証明書）

第29条 条例第88条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式のとおりとする。

（施行の細目）

第30条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成13年2月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

（尼崎市民の環境をまもる条例第87条第2項の規定に基づく身分を示す証明書を定める規則等の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 尼崎市民の環境をまもる条例第87条第2項の規定に基づく身分を示す証明書を定める規則（昭和48年尼崎市規則第40号）
- (2) 尼崎市民の環境をまもる条例施行規則（昭和48年尼崎市規則第93号）

付 則（平成18.9.29規則79）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第19条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成19.3.26規則19）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19.9.18規則63）

この規則は、平成19年9月19日から施行する。

別表第1

自動車騒音防止地域		確保すべき遮音量
第1種自動車騒音防止地域	自動車騒音防止地域のうち市長が第1種自動車騒音防止地域として指定する地域	30デシベル以上
第2種自動車騒音防止地域	自動車騒音防止地域のうち第1種自動車騒音防止地域を除く地域	25デシベル以上

備考

- 1 遮音量とは、外壁面（屋根を含む。）の外部騒音に対する遮音性能の程度を表す数値であって、周波数が500ヘルツの音について次の式により算出したものとする。

$$TL = 10 \log \frac{\sum_{i=1}^n S_i}{\sum_{i=1}^n S_i T_i}$$

この式において、 TL 、 S_i 及び T_i は、それぞれ次の値を表すものとする。

TL 遮音量（単位 デシベル）

S_i 外壁面を構成する n 個の区画部分ごとの面積（単位 平方メートル）

T_i 外壁面を構成する n 個の区画部分ごとの透過率であって、次の式によって算出される値

$$T_i = 10^{-\frac{TL_i}{10}}$$

（ TL_i は、外壁面を構成する n 個の区画部分ごとの透過損失（単位 デシベル）をいう。）

- 2 特定建築物が第1種自動車騒音防止地域と第2種自動車騒音防止地域とに及び場合において、当該特定建築物がこれらの地域のいずれに属するかは、市長が別に定める。
- 3 特定建築物が自動車騒音防止地域と当該隣接する地域とに及び場合において、自動車騒音防止地域に隣接する地域内の部分の確保すべき遮音量は、当該自動車騒音防止地域の区分に応じ、当該区分に適用される確保すべき遮音量を適用する。

別表第2

- 1 樹木若しくは地被植物の生育に供される区画された土地又はこれと同等と認められる土地については、次のいずれかの要件に該当する植栽を行うこと。
- (1) 10平方メートル当たり高木（植栽時の樹高が3メートル以上の樹林をいう。以下同じ。）が1本以上あること。
 - (2) 20平方メートル当たり高木が1本以上及び低木（高木以外の樹林をいう。以下同じ。）が20本以上あること。
 - (3) 樹冠面積（樹冠の水平投影面積をいう。）の大きさからみて(1)又は(2)と同等と認められるものであること。
 - (4) 低木又は地被植物で土地の表面が被われていること（地被植物で表面が被われた土地にあつては、除草等の手入れがなされていること。）
- 2 1に掲げる土地以外の土地については、別に定める要件に該当する植栽を行うこと。

別記様式
(表)

← 9cm →

↑
6cm
↓

立 入 検 査 証

所 属
職 名
氏 名

年 月 日生

上記の者は、尼崎市の環境をまもる条例第88条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。

年 月 日

尼崎市長

(裏)

尼崎市の環境をまもる条例（抜粋）

(立入検査)

第88条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に工場、事業場、工事現場、建築物の敷地、保護樹木等の所在する土地その他の場所に立ち入り帳簿書類、機械、設備、建築物、保護樹木等その他の物件及び土地並びにその場所で行われている行為の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に掲示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第94条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

(4) 第88条第1項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ又は忌避した者